

「金融指標に関する IOSCO 原則（19 原則）」の遵守状況について

（要旨）

- ◇ 平成 25 年 7 月に証券監督者国際機構（以下「IOSCO」という。）が公表した「金融指標に関する原則（以下「IOSCO 原則」という。）の最終報告書」¹において、金融指標の運営機関は、年 1 回、IOSCO 原則の遵守状況を開示すべきとされていることを踏まえ、全銀協 TIBOR 運営機関²（以下「運営機関」という。）が算出・公表する全銀協 TIBOR（日本円 TIBOR とユーロ円 TIBOR の 2 つの金融指標の総称。以下同じ。）の IOSCO 原則の遵守状況の自己評価結果を公表する。（評価基準日：令和 2 年 3 月 11 日）
- ◇ 運営機関は、IOSCO 原則および金融安定理事会（以下「FSB」という。）等における国際的な金融指標改革に向けた議論を踏まえ、平成 29 年 7 月 24 日付で実施した全銀協 TIBOR 改革により、全体として IOSCO 原則を遵守するに至っていると評価している。なお、2019 年 3 月に公表した自己評価で一部課題を認識した事項については以下の取組みを実施している。
- ◇ 原則 7（データの十分性）に関する一部課題については、その解消に向け、次の取組みを実施している。
 - ・ユーロ円 TIBOR の評価対象市場である本邦オフショア市場の長期的な縮小傾向等を踏まえ、平成 30 年 10 月 2 日付で「【第 1 回市中協議】日本円 TIBOR とユーロ円 TIBOR の統合等に係る方向性について」を公表³し、同結果を令和元年 5 月 30 日付で公表⁴。今後は、同市中協議における意見を踏まえ、「日本

¹ “Principles for Financial Benchmarks Final Report”

(<http://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD415.pdf>)

² 全銀協 TIBOR のより中立的な運営態勢を構築するために、平成 26 年 4 月 1 日に設立され、同日付で、一般社団法人全国銀行協会から全銀協 TIBOR の算出・公表に係る業務の移管を受けて業務を開始。運営機関の設立までの経緯については、「全銀協 TIBOR の運営見直しに関する報告書」（平成 25 年 12 月公表）(<https://www.zenginkyo.or.jp/news/detail/nid/3317/>)を参照。

³ 「【第 1 回市中協議】日本円 TIBOR とユーロ円 TIBOR の統合等に係る方向性について」(http://www.jbatibor.or.jp/news/20181002_tibor_1st_consultation_extension.html)

⁴ 【第 1 回市中協議】「日本円 TIBOR とユーロ円 TIBOR の統合等に係る方向性について」の意見募集結果等について

(<http://www.jbatibor.or.jp/news/consultative%20document.html>)

円 TIBOR への一本化」を現時点における最も有力な選択肢として、金融市場の動向や LIBOR 等に関する国内外の議論の動向等にも配慮しながら改革の具体的な内容を検討するほか、実務面での課題・対応事項を整理するなど、所要の検討を実施予定。また、具体的な改革の内容や実施時期は、今後実施予定の第2回市中協議において意見を伺う予定であり、実施時期については、現時点では LIBOR 公表が恒久的に停止された後、2年程度の準備期間を確保する予定。

◇ 原則 13 (移行) に関する一部課題については、課題解消のため次の取組みを実施している。加えて、適切な代替指標の特定に向けた対応を継続していく。

・全銀協 TIBOR を含む IBORs 等の公表が恒久的に停止された場合における代替指標の特定および移行に関する方針書・手続書の検討の一環として、平成 30 年 8 月 1 日付で設立された日本円金利指標に関する検討委員会（事務局：日本銀行金融市場局）にオブザーバー参加し、リスク・フリー・レートへの移行に関する検討状況をフォローするとともに、国際スワップ・デリバティブズ協会（以下「ISDA」という。）等における契約の堅牢性確保に向けたフォールバック・プランに関する国際的な議論の状況⁵をフォロー。当該検討・議論状況を踏まえたうえで、代替指標への移行に向けた方針書・手続書を令和 2 年 3 月 19 日付で制定⁶。代替指標の特定については、関係当局や市場参加者の意見を聴取のうえ、関連する論点の洗出しにも着手。今後、関係者へのアウトリーチや市中協議等を実施し、整理予定。

◇ なお、本評価結果は、評価基準日時点における IOSCO 原則の遵守状況を取りまとめたものであり、将来にわたって、この遵守状況に変化がないことを保証するものではない。すなわち、全銀協 TIBOR の評価対象市場の市場環境の変動等に伴い、全銀協 TIBOR の IOSCO 原則の遵守状況にも変化が生じ得ることを踏まえ、運営機関は、前述の課題への取組みに加えて、IOSCO 原則に従って、年 1 回、定期的な自己評価を実施し、引き続き、IOSCO 原則の遵守および全銀協 TIBOR の信頼性・透明性の維持・向上に向けて、適切に対応して参りたい。

⁵ ISDA は、平成 30 年 7 月 12 日から同年 10 月 22 日にかけて IBOR フォールバックのスプレッド計算&ターム・フィキシングに関する市中協議を実施し、その結果について、平成 30 年 11 月 27 日付で Preliminary Results、同年 12 月 20 日付で Final Results を公表。市中協議結果の詳細については、“ISDA Publishes Final Results of Benchmark Fallbacks Consultation” (<https://www.isda.org/a/WVEME/ISDA-Publishes-Final-Results-of-Benchmark-Fallback-Consultation-FINAL.pdf>) を参照。

⁶ 「金利指標に関する IOSCO 原則(19 原則)」の遵守状況等について (http://www.jbatibor.or.jp/news/Compliance_with_IOSCO_19principles_2019.html)

<IOSCO 原則の遵守状況について>

◇ 算出者のガバナンス

➤ 原則1 運営機関の全般的責任

全銀協 TIBOR は、運営機関が算出・公表する日本円の短期金利に係る指標であり、日本円の代表的な指標として幅広く利用されている。

運営機関は、全銀協 TIBOR の定義、指標決定に係るプロセスや運営機関のガバナンス態勢等を定めており、全銀協 TIBOR の運営について全般的な責任を負っている。また、これらを全銀協 TIBOR 業務規程および全銀協 TIBOR 行動規範（以下併せて「全銀協 TIBOR 業務規程等」という。）において規定しており、ウェブサイト公表している。

また、運営機関は、平成 27 年 5 月に施行された金融商品取引法の改正法により特定金融指標算出者として指定されており、同法にもとづく規制・監督を受けている。IOSCO 原則を踏まえた同法において、特定金融指標算出者に作成を義務付けられている「業務規程」として、全銀協 TIBOR 業務規程等を制定しており、平成 27 年 11 月 26 日付で金融庁から認可を受けている。（同日適用開始）

加えて、全銀協 TIBOR 改革の実施に当たり全銀協 TIBOR 業務規程等を一部改正し、その改正内容について、平成 29 年 2 月 20 日付で金融庁から認可を受けている。（同年 7 月 24 日適用開始）

➤ 原則2 第三者の監督

全銀協 TIBOR の算出・公表に関わる第三者は以下のとおりである。これらの第三者に対する運営機関としての管理または監督のための方針は、全銀協 TIBOR 業務規程等および全銀協 TIBOR の算出・公表業務の委託に関する指針（以下「委託に関する指針」という。）において規定しており、以下の対応を実施している。

✓ リファレンス・バンク

全銀協 TIBOR 行動規範にもとづきリファレンス・バンクに対して、以下のとおりモニタリングを通じて監督している。

■ 呈示レートモニタリング

- 社内規程の整備状況に係るモニタリング
 - 社内研修の実施状況に係るモニタリング
 - 内部監査・外部監査の結果に係るモニタリング
 - 実地による行動規範の遵守状況に係るモニタリング
- ✓ 事務代行会社（ソフトバンク株式会社）
- 事務代行会社であるソフトバンク株式会社に委託した業務および管理または監督のための方針は、全銀協 TIBOR 業務規程、委託に関する指針および事務委託契約書において規定しており、以下のとおりモニタリング等を通じて監督している。
- 運営機関によるレートの再鑑および公表許可の実施
 - 業務執行状況に係る報告書の提出（四半期毎）
 - 実地による委託業務の実施状況および委託業務の態勢整備状況のモニタリング
 - 書類の保存状況のモニタリング
- ✓ バックアップ機関（一般社団法人大阪銀行協会）
- バックアップ機関である一般社団法人大阪銀行協会に委託した業務は、全銀協 TIBOR 業務規程、委託に関する指針および事務委託契約書に規定しており、以下のとおりモニタリング等を通じて監督している。
- 業務執行状況に係る報告書の提出（四半期毎）
 - 書類の保存状況のモニタリング

➤ 原則3 運営機関の利益相反

運営機関は、全銀協 TIBOR 業務規程等および利益相反管理方針において、指標運営において生じ得る利益相反を特定した上で、以下のとおり、これらを管理・軽減するための措置を規定しており、ウェブサイトに公表するとともに実施している。

- 運営機関の理事の過半数は、金融機関に所属する者以外から選出すること
- 監視委員会の委員は、金融機関に所属する者以外から選出すること
- 全銀協 TIBOR の定義見直し等は、監視委員会における確認を受けること
- リファレンス・バンクによるレート呈示の健全性を担保するため、行動規範を策定し、リファレンス・バンクに社内態勢の整備を求め、運営機関がその遵守状況の確認を行うこと

- 事務代行会社への委託事務の内容を、集計・算出・公表にかかる単純事務に限定するなど、適切な事務態勢が構築されるよう考慮すること
- 利益相反の管理や指標の透明性の観点から重要と思われる書類（関連する規程や、監査の結果等の書類を含む。）については、これを公表すること（なお、全銀協 TIBOR の利用者に開示すべきと考えられる個々の利益相反事項がある場合には、監視委員会において、その開示の可否を検討してその確認を行い、理事会での決定により公表する）
- 利益相反に関する事項については、情報の取扱いに厳正を期し、事案に応じた情報管理を徹底すること（運営機関の執務室を物理的に隔離し、適切に入退室管理を行うことを含む。）。運営機関は関係当事者に対し、利益相反を適時適切に管理するための十分な方策を講じること、特に利益相反のリスクを生じさせる活動に従事する者の間における情報交換を適切に管理する手続の策定を考慮することについて、適切な働きかけを行うこと
- 運営機関の役職員および企画委員会、運営委員会、および監視委員会の各委員は、運営機関の業務に関して知り得た秘密情報を第三者に漏らしてはならないこと
- 運営機関の役職員および企画委員会、運営委員会、および監視委員会の各委員は、業務に関して知り得た情報を利用して、自己または第三者の利益を図ってはならないこと
- 運営機関は、全銀協 TIBOR に関する不正操作や不正行為の早期発見のため内部通報態勢を整備すること
- 運営機関は、役職員、委員の報酬体系について、全銀協 TIBOR の水準に連動させない等、全銀協 TIBOR の不正操作の誘発を回避するために、リスク管理やコンプライアンス面に十分配慮した適切な設計・運用を確保すること

また、これらの利益相反の管理態勢については、委員の全員が金融機関に所属しない有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）で構成される監視委員会における定期的なモニタリングを通じて見直しの要否を確認の上、監視委員会において見直しを実施している。（平成 28 年 3 月、平成 29 年 3 月、平成 30 年 3 月、平成 31 年 2 月、令和 2 年 3 月）

なお、理事および監視委員会委員の全員から利益相反の有無に関する表明文書を取得し、ウェブサイト公表しており、関連する各種規程と併せて利益相反管理に関する情報を利用者や関連する規制当局に対して開示している。

➤ 原則 4 運営機関の統制の枠組み

運営機関は、全銀協 TIBOR の公正な算出・公表について全般的な責任を負っており、以下のとおり、指標運営の公正性、透明性の確保のために必要なガバナンス態勢を整備している。

運営機関の意思決定機関として理事会を設置し、全銀協 TIBOR 業務規程において、理事の過半数を金融機関に所属する者以外から選任することを規定しており、実施している。

また、理事会の下、委員の全員が金融機関に所属しない有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）で構成される監視委員会を設置し、高い独立性を有した監視委員会において、指標運営の適切性の確認および改善策に関する理事会への提言を行っている。

加えて、運営機関は、全銀協 TIBOR に関する不正操作や不正行為の早期発見のため内部通報態勢を整備しているほか、リファレンス・バンクがレート呈示に関し遵守すべき事項やリファレンス・バンクにおいて態勢整備が必要となる事項等を定めた全銀協 TIBOR 行動規範を制定しており、ウェブサイトで公表するとともに実施している。

運営機関は、リファレンス・バンクの全銀協 TIBOR 行動規範の遵守状況等を、以下のとおりモニタリングを通じて監督している。

- 呈示レートのモニタリング
- 社内規程の整備状況に係るモニタリング
- 社内研修の実施状況に係るモニタリング
- 内部監査・外部監査の結果に係るモニタリング
- 実地による行動規範の遵守状況に係るモニタリング

これら統制の枠組みについては、全銀協 TIBOR 業務規程に規定し、ウェブサイトで公表している。

➤ 原則5 内部監督機能

運営機関は、全銀協 TIBOR 業務規程において、委員の全員が金融機関に所属しない有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）で構成される監視委員会が、指標運営の適切性の確認および改善策に関する理事会への提言を行うことを規定しており、実施している。

具体的には、監視委員会は、以下の事項に関する適切性の確認および改善策に関する理事会への提言を行っている。

- 全銀協 TIBOR の運営における利益相反の管理に関する事項
- 全銀協 TIBOR の運営に関する関係当局および外部からの指摘・苦情等への対応に関する事項
- 全銀協 TIBOR 行動規範の妥当性及び適切性についての定期的な確認に関する事項
- リファレンス・バンクの行動規範の遵守状況やレート呈示内容に対するモニタリングの実施に関する事項（社内規程の整備状況、社内研修の実施状況、内部監査・外部監査の結果、レート呈示内容のモニタリングを含む）
- 全銀協 TIBOR に関する諸規程の制定、改定および廃止内容の確認に関する事項（全銀協 TIBOR 業務規程等の改正を含む）
- 運営機関の内部監査計画や監査の結果の確認に関する事項
- リファレンス・バンクに対する処分に関する事項

なお、監視委員会の委員の任期は2年間であり（最長任期は原則として4期）、理事会で選任する。

委員の変更に当たっては、金融経済、法律、財務会計等の分野で高い見識や豊富な経験を有し、独立した客観的な立場から、特定金融指標算出業務の遂行状況等の適切性を確認し、必要に応じて理事会に提言する資質を有する金融機関に所属しない有識者から後任者を選任する。

◇ 指標の品質

➤ 原則6 指標の設計

全銀協 TIBOR が表現しようとしている「価値」は、全銀協 TIBOR 業務規程第1条に規定している指標名「全銀協 TIBOR: Tokyo Interbank Offered Rate」や、第4条に規定している定義「午前11時時点の本邦無担保コール市場（ユーロ円 TIBOR の場合には、本邦オフショア市場）におけるプライム・バンク間の取引を想定した場合に市場実勢と看做したレート」などにより明示されており、リファレンス・バンクの呈示レートのうち、最高2社の値および最低2社の値を除外して、単純平均したレートである。

運営機関は、リファレンス・バンクによる全銀協 TIBOR の定義にもとづく適切なレート呈示を担保するため、リファレンス・バンクがレート呈示に関し遵守すべき事項やリファレンス・バンクにおいて態勢整備が必要となる事項等を定めた全銀協 TIBOR 行動規範を制定しており、ウェブサイトで公表するとともに実施している。

特に全銀協 TIBOR 改革の実施に向けて、平成29年2月20日付で一部改正した全銀協 TIBOR 行動規範（平成29年7月24日適用開始）において、「より実取引に依拠した指標」を実現するため、リファレンス・バンクの呈示レートの算出・決定プロセスを統一・明確化するウォーター・フォール構造を導入しており、各リファレンス・バンクにおいて、平成29年7月24日からウォーター・フォール構造に従った恣意性の働かない算出方法による呈示レートの算出・決定を開始している。（ウォーター・フォール構造の詳細は別紙参照）

加えて、リファレンス・バンクにおいて、全銀協 TIBOR 行動規範を確実に遵守することを担保するため、リファレンス・バンクに対し、原則年1回の外部監査、内部監査の実施を義務付けており、監査結果の報告を求めている。リファレンス・バンクから提出された監査結果については、監視委員会に報告しており、その適切性を確認している。

平成27年4月からは、全銀協 TIBOR が表現しようとしている「価値」を適切に反映しているかについて、監視委員会においてモニタリングを実施しており、リファレンス・バンクから収集した本邦無担保コール市場での銀行間の取引データ（ユーロ円 TIBOR は本邦オフショア市場での銀行間の取引データ）と各リファレンス・バンクのレート呈示内容を比較し、確認している。

なお、運営機関は、全銀協 TIBOR の指標の設計をより適切なものにするため、全銀協 TIBOR 改革を含め、以下のとおり対応を実施している。

(1) 最低データ基準の導入

平成 26 年 7 月 4 日付で一部改正した全銀協 TIBOR 行動規範(平成 26 年 10 月 6 日適用開始)において、プライム・バンク間の無担保コール取引(ユーロ円 TIBOR の場合は「ユーロ円取引」)が観測できる場合については、当該取引を最低限含むものとする旨を規定

(2) 専門家判断の利用基準の明確化

平成 26 年 7 月 4 日付で一部改正した全銀協 TIBOR 行動規範(平成 26 年 10 月 6 日適用開始)において、専門家判断の利用基準を具体的に明確化

(3) 海外の金融機関のリファレンス・バンク応募・選定手続の明確化

平成 27 年 3 月 2 日付で一部改正した全銀協 TIBOR 業務規程(平成 27 年 4 月 1 日適用開始)において、リファレンス・バンクの法域が異なる場合、リファレンス・バンクの選定時に所在地から生ずる問題を考慮に入れる旨を規定

(4) 全銀協 TIBOR 改革の実施によるリファレンス・バンクの呈示レート
の算出・決定プロセスの統一・明確化

平成 29 年 2 月 20 日付で一部改正した全銀協 TIBOR 行動規範(平成 29 年 7 月 24 日適用開始)において、全銀協 TIBOR において「より実取引に依拠した指標」を実現するため、リファレンス・バンクの呈示レートの算出・決定プロセスを統一・明確化

特に、評価対象市場のデータを最上位に置いた上で、評価対象市場と類似性が高い関連市場のデータから優先的に参照するウォーター・フォール構造を導入し、各リファレンス・バンクは、平成 29 年 7 月 24 日から恣意性の働かない算出方法による呈示レートの算出・決定を開始

➤ 原則7 データの十分性

全銀協 TIBOR 改革の実施に向けて、平成 29 年 2 月 20 日付で一部改正した全銀協 TIBOR 行動規範（平成 29 年 7 月 24 日適用開始）において、「より実取引に依拠した指標」を実現するため、リファレンス・バンクの呈示レート
の算出・決定プロセスを統一・明確化するウォーター・フォール構造を導入
しており、各リファレンス・バンクにおいて、平成 29 年 7 月 24 日からウ
ォーター・フォール構造に従った恣意性の働かない算出方法による呈示レ
ートの算出・決定を開始している。

ウォーター・フォール構造においては、以下のとおり、評価対象市場の実取
引データをはじめとした各種データにもとづく恣意性の働かない算出方法を
定めており、特に①～③においては、完全に専門家判断を排除している。（ウ
ォーター・フォール構造の詳細は別紙参照）

- ① 評価対象市場のデータを使用する層
- ② 評価対象市場に準ずる市場のデータを使用する層
- ③ ホールセール市場を含む関連市場のデータを使用する層
- ④ 専門家判断

日本円 TIBOR については、評価対象市場である本邦無担保コール市場の取
引残高が 26.0 兆円（令和元年 7 月末時点）に達し、平成 28 年以降増加傾向
が継続している（平成 30 年 7 月末の日本銀行金融政策決定会合において決定
された、政策金利残高の見直しの影響もあり、一部金融機関が裁定目的での
資金調達を積極化していること等が要因として考えられる）。また、リファレ
ンス・バンクの呈示レートの決定状況についても、全てのテナーにおいて、
「①評価対象市場のデータを使用する層」で決定する割合が、ほぼ 100%に
達している。

他方、ユーロ円 TIBOR については、評価対象市場である本邦オフショア市
場における日本円建ての預け金・コールの取引残高が約 0.6 兆円（令和元年
7 月末時点）にとどまり、本邦無担保コール市場に比べて市場規模が小さい
状況が続いている。また、リファレンス・バンクの呈示レートの決定状況に
ついては、「①評価対象市場のデータを使用する層」で決定する割合が、テナ
ーにより最小 0.2%（1 週間物）～最大 100%（12 か月物）と日本円 TIBOR
に比べると低い状況にある。

こうした状況を踏まえ、平成 30 年 10 月 2 日付で日本円 TIBOR とユーロ円

TIBOR の統合等に係る第 1 回市中協議を実施（意見受付期間：平成 30 年 10 月 2 日～平成 31 年 1 月 18 日）し、日本円 TIBOR を維持しユーロ円 TIBOR を廃止する日本円 TIBOR への一本化の方向性を明確化した上で、想定される論点等および必要となる準備期間について意見を募集した。

その結果、今後の改革の方向性として「日本円 TIBOR を維持し、ユーロ円 TIBOR を廃止する（日本円 TIBOR への一本化）」案を支持する意見が最も多く寄せられたことから、今後は「日本円 TIBOR への一本化」を現時点における最も有力な選択肢として、金融市場の動向や LIBOR 等に関する国内外の議論の動向等にも配慮しながら所要の検討を進めていく予定である⁷。

なお、日本円 TIBOR およびユーロ円 TIBOR とともに、平成 29 年 7 月 24 日の全銀協 TIBOR 改革実施後、評価対象基準日に至るまで、「④専門家判断」により呈示レートが算出・決定された事例はなく、評価対象市場における実取引データをはじめとした各種データにより算出・決定されている。

➤ 原則 8 データのヒエラルキー

運営機関は、平成 29 年 2 月 20 日に一部改正した全銀協 TIBOR 行動規範（平成 29 年 7 月 24 日適用開始）において、データのヒエラルキーを、ウォーター・フォール構造として、以下のとおり規定している。ウォーター・フォール構造においては、評価対象市場のデータを最上位に置いた上で、評価対象市場と類似性が高い関連市場のデータから優先的に参照する仕組みを規定しており、ウェブサイト公表している。（ウォーター・フォール構造の詳細は別紙参照）

- ① 評価対象市場のデータを使用する層
- ② 評価対象市場に準ずる市場のデータを使用する層
- ③ ホールセール市場を含む関連市場のデータを使用する層
- ④ 専門家判断

➤ 原則 9 指標決定の透明性

平成 29 年 2 月 20 日に一部改正した全銀協 TIBOR 行動規範（平成 29 年 7 月 24 日適用開始）において、リファレンス・バンクの呈示レートの算出・決定

⁷ 【第 1 回市中協議】「日本円 TIBOR とユーロ円 TIBOR の統合等に係る方向性について」の意見募集結果等について

<http://www.jbatibor.or.jp/consultative%20document.pdf>

プロセスをウォーター・フォール構造として、以下のとおり規定している。ウォーター・フォール構造においては、評価対象市場のデータを最上位に置いた上で、評価対象市場と類似性が高い関連市場のデータから優先的に参照する仕組みを規定しており、ウェブサイトに公表している。(ウォーター・フォール構造の詳細は別紙参照)

- ① 評価対象市場のデータを使用する層
- ② 評価対象市場に準ずる市場のデータを使用する層
- ③ ホールセール市場を含む関連市場のデータを使用する層
- ④ 専門家判断

全銀協 TIBOR の指標決定に使用するデータソースは、リファレンス・バンクからの呈示レートのみであり、各リファレンス・バンクの呈示レートは情報提供会社を通じて公表している⁸。利用者や規制当局は、公表された全銀協 TIBOR とリファレンス・バンクの呈示レート、算出の際に除外された最高 2 社の値および最低 2 社の値を確認することが可能である。

加えて、各リファレンス・バンクの呈示根拠の内訳の割合を年 1 回公表している。(平成 28 年 3 月、平成 29 年 3 月、平成 30 年 3 月、平成 31 年 3 月、令和 2 年 3 月)

➤ 原則 10 定期的な見直し

運営機関は、全銀協 TIBOR 業務規程において、全銀協 TIBOR の定義、全銀協 TIBOR が表現しようとしている「価値」を適切に反映するための指標の算出・決定プロセスおよび外部からの照会・苦情等を、定期的に評価・検証することを規定しており、ウェブサイトで公表するとともに実施している。

加えて、リファレンス・バンクから収集した実取引データ等をもとに、リファレンス・バンクにおける本邦無担保コール市場、本邦オフショア市場および関連市場の市場取引量、市場全体に占める割合等の分析の上、市場環境の

⁸平成 31 年 4 月 1 日からは、リファレンス・バンク毎の呈示レートと全銀協 TIBOR の同時公表を停止しており、3 か月後の応答月の最終営業日に 1 か月分の呈示レートをまとめて公表している。

http://www.jbatibor.or.jp/news/tibor_7.html

変化に応じて、全銀協 TIBOR の算出方針に見直しの必要性がないか定期的に確認しており（平成 27 年 3 月、平成 28 年 3 月、平成 29 年 3 月、平成 30 年 3 月、平成 31 年 3 月、令和 2 年 3 月）、必要がある場合には、市中協議を実施の上、見直しを実施することとしている。

市中協議の実施に当たっては、全銀協 TIBOR 業務規程において、市中協議を実施する場合の基準やウェブサイトでの周知期間（3 か月前）、決議のプロセス（運営委員会で検討の上、監視委員会の確認を受けて理事会に付議）等を規定しており、ウェブサイトで公表している。

なお、現時点において、全銀協 TIBOR の算出方針の見直しを求める外部からの意見および苦情は寄せられていない。

また、全銀協 TIBOR の利用状況を踏まえ、平成 27 年 4 月 1 日公表分から、4 か月物、5 か月物、7 か月物、8 か月物、9 か月物、10 か月物および 11 か月物の計 7 種類のテナーを廃止したほか、平成 31 年 4 月 1 日公表分からは、2 か月物のテナーを廃止している。

◇ 指標の算出方針の品質

➤ 原則 11 算出方針の内容

全銀協 TIBOR が表現しようとしている「価値」は、全銀協 TIBOR 業務規程第 1 条に規定している指標名「全銀協 TIBOR: Tokyo Interbank Offered Rate」や、第 4 条に規定している定義「午前 11 時時点の本邦無担保コール市場（ユーロ円 TIBOR の場合には、本邦オフショア市場）におけるプライム・バンク間の取引を想定した場合に市場実勢と看做したレート」などにより明示されており、リファレンス・バンクの呈示レートのうち、最高 2 社の値および最低 2 社の値を除外して、単純平均したレートである。

運営機関は、「プライム・バンク」等の重要な用語の定義を含む全銀協 TIBOR の算出方針を全銀協 TIBOR 業務規程等において規定しており、ウェブサイトに公表している。

特に平成 29 年 2 月 20 日に一部改正した全銀協 TIBOR 行動規範（平成 29 年 7 月 24 日適用開始）において、リファレンス・バンクの呈示レートの算出・決定プロセスをウォーター・フォール構造として、以下のとおり規定している。ウォーター・フォール構造においては、評価対象市場のデータを最上位

に置いた上で、評価対象市場と類似性が高い関連市場のデータから優先的に参照する仕組みを規定し、ウェブサイトに公表している。(ウォーター・フォール構造の詳細は別紙参照)

- ① 評価対象市場のデータを使用する層
- ② 評価対象市場に準ずる市場のデータを使用する層
- ③ ホールセール市場を含む関連市場のデータを使用する層
- ④ 専門家判断

加えて、運営機関は、関係諸施設の被災、停電等の事態の発生や、極度の市場ストレスの発生、リファレンス・バンクの減少等によって、運営機関の意図に反して全銀協 TIBOR の算出・公表が困難になる場合に備え、全銀協 TIBOR 公表に係るコンティンジェンシー・プランを制定するとともに、平成 29 年 5 月 31 日付で、「全銀協 TIBOR の公表レート等の修正に係る取扱い方針」を制定し(同年 7 月 24 日適用開始)、全銀協 TIBOR の公表レートおよび呈示レートにおける誤算が発生時の取扱いを明確化している。

また、運営機関は、リファレンス・バンクから収集した実取引データ等をもとに、リファレンス・バンクにおける本邦無担保コール市場、本邦オフショア市場および関連市場の市場取引量、市場全体に占める割合等を分析の上、市場環境の変化に応じて、全銀協 TIBOR の算出方針に見直しの必要性がないか定期的に確認しており(平成 27 年 3 月、平成 28 年 3 月、平成 29 年 3 月、平成 30 年 3 月、平成 31 年 3 月、令和 2 年 3 月)、必要がある場合には、市中協議を実施の上、見直しを実施することとしている。

市中協議の実施に当たっては、全銀協 TIBOR 業務規程において、市中協議を実施する場合の基準やウェブサイトでの周知期間(3か月前)、決議のプロセス(運営委員会で検討の上、監視委員会の確認を受けて理事会に付議)等を規定しており、ウェブサイトで公表している。

運営機関は、毎年度、リファレンス・バンクを募集・選定することとしており、全銀協 TIBOR 業務規程において、その選定基準を定めるとともに、リファレンス・バンクの指定の取消事由を定めている。

なお、運営機関は、全銀協 TIBOR の指標の算出手法の品質を向上させるため、全銀協 TIBOR 改革を含め、以下のとおり対応を実施している。

(1) 最低データ基準の導入

平成 26 年 7 月 4 日付で一部改正した全銀協 TIBOR 行動規範(平成 26 年 10 月 6 日適用開始)において、プライム・バンク間の無担保コール取引(ユーロ円 TIBOR の場合は「ユーロ円取引」)が観測できる場合については、当該取引を最低限含むものとする旨を規定

(2) 専門家判断の利用基準の明確化

平成 26 年 7 月 4 日付で一部改正した全銀協 TIBOR 行動規範(平成 26 年 10 月 6 日適用開始)において、専門家判断の利用基準を具体的に明確化

(3) 海外の金融機関のリファレンス・バンク応募・選定手続の明確化

平成 27 年 3 月 2 日付で一部改正した全銀協 TIBOR 業務規程(平成 27 年 4 月 1 日適用開始)において、リファレンス・バンクの法域が異なる場合、リファレンス・バンクの選定時に所在地から生ずる問題を考慮に入れる旨を規定

(4) 全銀協 TIBOR 改革の実施によるリファレンス・バンクの呈示レート
の算出・決定プロセスの統一・明確化

平成 29 年 2 月 20 日付で一部改正した全銀協 TIBOR 行動規範(平成 29 年 7 月 24 日適用開始)において、全銀協 TIBOR において「より実取引に依拠した指標」を実現するため、リファレンス・バンクの呈示レートの算出・決定プロセスを統一・明確化

特に、評価対象市場のデータを最上位に置いた上で、評価対象市場と類似性が高い関連市場のデータから優先的に参照するウォーター・フォール構造を導入し、各リファレンス・バンクは、平成 29 年 7 月 24 日から恣意性の働かない算出方法による呈示レートの算出・決定を開始

➤ 原則 12 算出方針に対する変更

運営機関は、全銀協 TIBOR 業務規程において、全銀協 TIBOR の定義または算出方法を変更する場合の手続について、パブリックコメントを実施する基準やウェブサイトでの周知期間(3か月前)、決議のプロセス(運営委員会で検討の上、監視委員会の確認を受けて理事会に付議)等を規定しており、ウェブサイトで公表している。

全銀協 TIBOR の算出方針を定める全銀協 TIBOR 業務規程等の一部改正に当たっては、これらの手続を踏まえて実施している。

特に、全銀協 TIBOR 改革の実施に係る平成 29 年 2 月 20 日付の全銀協 TIBOR 業務規程等の一部改正に当たっては、3 回にわたる市中協議を実施し（第 1 回：平成 26 年 12 月～平成 27 年 2 月、第 2 回：平成 27 年 8 月～11 月、第 3 回：平成 28 年 11 月～12 月）、利用者等の利害関係者からの意見を聴取して行っている。

なお、以下のような場合には、全銀協 TIBOR の定義または算出方法の変更を検討することとしている。

- 本邦無担保コール市場もしくは本邦オフショア市場において、全銀協 TIBOR の定義や算出方法等の変更を要するような構造的な変化があった場合であって、当該状態が一定程度の期間にわたり継続し、また、それが早期に改善する見通しがたたないとき
- 全銀協 TIBOR によって計測される価値が一般に使用されなくなったか、機能していないために、信頼性のある指標としての基礎としての役割を果たさなくなったと考えられる場合であって、当該状態が一定程度の期間にわたり継続し、また、それが早期に改善する見通しがたたないとき
- 利用者のニーズの変化や、市場の実態を踏まえて、運営機関が必要と判断した場合

（全銀協 TIBOR 業務規程および全銀協 TIBOR 行動規範の改正履歴）

- 平成 26 年 7 月 4 日付(平成 26 年 10 月 6 日適用開始)の全銀協 TIBOR 行動規範の一部改正
- 平成 27 年 3 月 2 日付(平成 27 年 4 月 1 日適用開始)の全銀協 TIBOR 業務規程および全銀協 TIBOR 行動規範の一部改正
- 平成 27 年 11 月 26 日付（同日適用開始）の全銀協 TIBOR 業務規程および全銀協 TIBOR 行動規範の一部改正
- 平成 29 年 2 月 20 日付（平成 29 年 7 月 24 日適用開始）の全銀協 TIBOR 業務規程および全銀協 TIBOR 行動規範の一部改正

➤ 原則 13 移行

運営機関は、全銀協 TIBOR 業務規程において、全銀協 TIBOR の公表を停

止する際の対応を規定しており、ウェブサイトで公表している。

加えて、運営機関は、平成 26 年 4 月 1 日から、全銀協 TIBOR の公表が停止された場合の代替措置等について、利用者に対して、ウェブサイトでフォールバック条項の採用を推奨している。

本原則においては、全銀協 TIBOR が利用できないまたはその公表を停止した場合における適切な代替指標への移行に向けた手続き・方針を定める必要がある。また、代替指標の特定に関する検討も進めていく予定である。

当運営機関は、本原則に関連して、平成 30 年 8 月 1 日付で設立された日本円金利指標に関する検討委員会（事務局：日本銀行金融市場局）における、リスク・フリー・レートへの移行に関する検討および国際スワップ・デリバティブ協会（ISDA）等における IBORs が恒久的に公表停止した場合のフォールバック・プランに係る契約の堅牢性に向けた国際的な議論状況を注視。当該検討・議論状況を踏まえたうえで、令和 2 年 3 月 19 日付で代替指標への移行に向けた方針書・手続きを制定し、当運営機関ウェブサイトにて公表している。また、代替指標の特定については、関係当局や市場参加者の意見も聴取のうえ、関連する論点の洗出しにも着手している。今後、必要に応じ、関係者へのアウトリーチや市中協議等を実施のうえ、全銀協 TIBOR の利用ニーズに即した適切な代替指標の特定に向けた検討を行って参りたい。

➤ 原則 14 呈示者に係る行動規範

運営機関は、全銀協 TIBOR 行動規範を制定し、以下のとおり、リファレンス・バンクがレート呈示に関し遵守すべき事項やリファレンス・バンクにおいて態勢整備が必要となる事項等を定めた全銀協 TIBOR 行動規範を制定しており、ウェブサイトで公表するとともに実施している。

- リファレンス・バンクの呈示レートの算出・決定プロセスをウォーター・フォール構造として、統一・明確化し、評価対象市場のデータを最上位に置いた上で、評価対象市場と類似性が高い関連市場のデータから優先的に参照する仕組みを規定
- 呈示者選任基準および運営機関宛の届出等を含む適切なレート呈示が行われるための態勢の整備
- 全銀協 TIBOR を参照する金融商品に係るトレーディング業務の責任者・担当者との間の適切な情報遮断を含む利益相反を管理するための

態勢の整備

- 呈示内容に関する情報交換、調整等を禁止するための態勢の整備
- レート呈示根拠に係る事後的な説明を可能とする態勢の整備
- レート呈示に関する通信記録を保存するための態勢の整備
- 内部監査および外部監査の実施
- 問題発覚時の運営機関宛の報告態勢の整備
- 社内研修の実施義務
- 事務代行会社変更等に伴う事務フロー見直しへの協力義務
- 運営機関からのレート呈示に係る照会・調査への協力義務
- 社内規程の整備義務

加えて、運営機関は、以下のとおり、リファレンス・バンクを全銀協 TIBOR 行動規範の遵守状況等のモニタリングを通じて監督している。

- 呈示レートのモニタリング
- 社内規程の整備状況に係るモニタリング
- 社内研修の実施状況に係るモニタリング
- 内部監査・外部監査の結果に係るモニタリング
- 実地による行動規範の遵守状況に係るモニタリング

➤ 原則 15 データ収集に係る内部統制

現時点では、全銀協 TIBOR はリファレンス・バンクから呈示されたレートのみにより算出されており、運営機関において外部からデータ収集を行っていないため、本原則は評価対象外の扱いとする。

なお、リファレンス・バンクの呈示レートの正確性に対しては、日々、運営機関において再鑑を実施し、その正確性を確認しているほか、呈示レートの適切性に対しては、監視委員会においてモニタリングを行っている。

◇ 算出者の説明責任

➤ 原則 16 不服処理

運営機関は、全銀協 TIBOR 業務規程および苦情・相談対応規則において、利用者等からの全銀協 TIBOR の決定等に関する不服処理を規定しており、ウェブサイトで苦情・相談窓口を公開している。

監視委員会室に設置された苦情・相談窓口は、電話および電子メールで全銀協 TIBOR に関する照会や苦情を受け付けており、その受付・対応状況について、定期的に監視委員会に報告している。

監視委員会においては、苦情・相談窓口の受付・対応状況をモニタリングし、その適切性を確認している。

なお、苦情・相談窓口の受付・対応記録については、全銀協 TIBOR 業務規程において、5年間保存することとしており、実施している。

➤ 原則 17 監査

運営機関は、全銀協 TIBOR 業務規程において、原則年 1 回内部監査および外部監査を実施することを規定しており、平成 26 年度から、毎年度、内部監査および外部監査を実施している。

内部監査および外部監査の結果については、理事会および監視委員会に報告しており、その概要をウェブサイトで公表している。(平成 27 年 7 月、平成 28 年 7 月、平成 29 年 7 月、平成 30 年 7 月、令和元年 8 月)

➤ 原則 18 監査証跡

運営機関は、全銀協 TIBOR 業務規程において、IOSCO 原則で求められる以下の証跡について 5 年間保存することを規定しており、実施している。

- 呈示レートおよび公表レート
- 運営機関が全銀協 TIBOR のレート決定に際し、専門家判断を用いた場合にはその記録
- 全銀協 TIBOR 行動規範にもとづき、リファレンス・バンクから運営機関に提出等された書類等
- 公表レート決定に関するリファレンス・バンクおよび事務代行会社との通信記録
- 運営機関および事務代行会社で業務に関与している者を特定する記録
- 全銀協 TIBOR 運営全般に係る外部からの意見および苦情等
- 内部監査および外部監査の記録
- 全銀協 TIBOR のレート決定に際し、異例な対応をとった場合の対応

記録

加えて、運営機関は、リファレンス・バンクに対して全銀協 TIBOR 行動規範において、IOSCO 原則で求められる以下の証跡について5年間保存することを規定しており、実施している。

- 呈示者に関する運営機関宛の届出内容
- レート呈示内容に対する照会・苦情等の内容および対応状況の記録
- レート呈示に関する利益相反に関する問題に係る資料
- 全銀協 TIBOR を参照する商品等にかかるエクスポージャー（自行全体、個々のトレーダーまたはデスク毎の区分に応じた記録）
- 呈示レートの決定に関する書類、呈示レートの決定に際し参照したデータ等
- レート呈示に関する通信記録
- 内部監査および外部監査の記録
- 社内研修の記録
- 運営機関からのレート呈示に係る照会・調査への対応記録
- 社内規程の改正記録

➤ 原則 19 規制当局との連携

運営機関は、金融商品取引法により特定金融指標算出者として指定されており、規制当局と緊密に連携している。

また、全銀協 TIBOR 業務規程において、規制当局から全銀協 TIBOR 算出等に係る記録および監査結果等の提出・報告等を求められた場合には、速やかに協力することを規定している。

加えて、IOSCO に対しても、IOSCO 原則の遵守状況に関するレビュー等を含め、適切に協力・対応している。

以 上

(別紙)ウォーター・フォール構造の詳細

1. 日本円 TIBOR のウォーター・フォール構造

第1層 観測可能な無担保コール市場のデータ		
1-1	無担保コール取引の実取引	・観測可能な実取引データを加重平均し、呈示レートとする。
1-2	無担保コール取引の確約された気配値 (Committed Quotes)	・短資会社 (ブローカー) において提示された成約を前提とする確約された気配値のうちオファー・レートに係るものを加重平均し、呈示レートとする。
1-3	無担保コール取引の提示された気配値 (Indicative Quotes)	・短資会社 (ブローカー) において提示された気配値の仲値の前営業日からの変動幅を参照する。 (前営業日の呈示レートに気配値の仲値の前営業日からの変動幅を加減し、当日の呈示レートとする。)
1-4 (1)	線形補間	・隣接する期間の呈示レートが[1-1]で算出されている場合には、内挿法による線形補間を行い、呈示レートとする。
1-4 (2)	実取引データの遡及利用	・運営機関が別に定める営業日数を限度として、1営業日ずつ遡り、[1-1]で呈示レートが算出されている営業日があった場合には、当該呈示レートを当日の呈示レートとする。
1-4 (3)	遡及された実取引データにもとづく線形補間	・隣接する期間の呈示レートが[1-1]または[1-4(2)]で算出されている場合には、内挿法による線形補間を行い、呈示レートとする。
第2層 観測可能な本邦オフショア市場および銀行間NCD市場のデータ		
2-1	本邦オフショア市場のデータ、銀行間NCD市場のデータ	・[1-1]から[1-4(3)]まで順番に準用する。
第3層 観測可能なNCD市場 (銀行間NCD市場に係るものを除く)、大口定期預金取引、短期国債市場、GCレポ市場、OIS市場のデータ		
	NCD市場 (銀行間NCD市場に係るものを除く)、大口定期預金取引、短期国債市場、GCレポ市場、OIS市場のデータ	・以下のデータについて、前営業日からの変動幅を参照 (前営業日の呈示レートに、①～⑤までのデータの前営業日からの変動幅を予め運営機関が定める方法にもとづき加減し、当日の呈示レートとする) ① NCD市場 (銀行間NCD市場に係るものを除く) の実取引 ② 大口定期預金取引の実取引 ③ 短期国債市場の気配値 ④ GCレポ市場の気配値 ⑤ OIS市場の気配値
第4層 専門家判断 (Expert Judgment)		
		・各リファレンス・バンクの呈示責任者・担当者による専門家判断によりレートを呈示する

2. ユーロ円 TIBOR のウォーター・フォール構造

第1層 観測可能な本邦オフショア市場のデータ		
1-1	ユーロ円取引の実取引	・観測可能な実取引データを加重平均し、呈示レートとする。
1-2	ユーロ円取引の確約された気配値 (Committed Quotes)	・ブローカーにおいて提示された成約を前提とする確約された気配値のうちオファー・レートに係るものを加重平均し、呈示レートとする。
1-3	ユーロ円取引の提示された気配値 (Indicative Quotes)	・ブローカーにおいて提示された気配値の仲値の前営業日からの変動幅を参照する。 (前営業日の呈示レートに気配値の仲値の前営業日からの変動幅を加減し、当日の呈示レートとする。)
1-4 (1)	線形補間	・隣接する期間の呈示レートが[1-1]で算出されている場合には、内挿法による線形補間を行い、呈示レートとする。
1-4 (2)	実取引データの遡及利用	・運営機関が別に定める営業日数を限度として、1営業日ずつ遡り、[1-1]で呈示レートが算出されている営業日があった場合には、当該呈示レートを当日の呈示レートとする。
1-4 (3)	遡及された実取引データにもとづく線形補間	・隣接する期間の呈示レートが[1-1]または[1-4(2)]で算出されている場合には、内挿法による線形補間を行い、呈示レートとする。
第2層 観測可能な無担保コール市場および銀行間NCD市場のデータ		
2-1	無担保コール市場のデータ、銀行間NCD市場のデータ	・[1-1]から[1-4(3)]まで順番に準用する。
第3層 観測可能なNCD市場（銀行間NCD市場に係るものを除く）、大口定期預金取引、短期国債市場、GCレポ市場、OIS市場のデータ		
	NCD市場（銀行間NCD市場に係るものを除く）、大口定期預金取引、短期国債市場、GCレポ市場、OIS市場のデータ	・以下のデータについて、前営業日からの変動幅を参照（前営業日の呈示レートに、①～⑤までのデータの前営業日からの変動幅を予め運営機関が定める方法にもとづき加減し、当日の呈示レートとする） ① NCD市場（銀行間NCD市場に係るものを除く）の実取引 ② 大口定期預金取引の実取引 ③ 短期国債市場の気配値 ④ GCレポ市場の気配値 ⑤ OIS市場の気配値
第4層 専門家判断 (Expert Judgment)		
		・各リファレンス・バンクの呈示責任者・担当者による専門家判断によりレートを呈示する